

自主防災計画の参考例 1

〇〇町内会自主防災会 防災計画

この町内会は仙台市の中央北部に位置し、昭和40年代に宅地造成された住宅地で、約1500世帯が居住しています。

町内会独自で防災資機材を整備し、また、最近ではD I G (災害図上訓練) の研修会等を行うなど、年間を通じて活発な活動を行っています。

1. 基本計画

広範囲の大規模災害が発生した場合には、防災関係機関等の対応能力に限界が生じ、災害現場対応が遅延することが予想される。〇〇町内会は、同防災本部を速やかに設置し、事後設置される〇〇学区連合町内会の連合防災本部の下で、社協、民児協、体振、婦人防等の関係団体および〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇高校等の学校関係団体との連携を保持し、一致団結して地域住民の生命と財産を守る。

そのため、毎月1日を『〇〇町内会・防災の日』とし、各家庭における火気使用場所の点検整備など平素からの防災思想の普及および実践的な防災訓練等を実施し、防災対応能力の向上に努める。

2. 行動指針

大規模災害が発生した場合の行動指針は、次によるものとする。

震度6弱以上の地震発生後〇〇分以内に
「〇〇町内会集会所」に『〇〇町内会防災本部』を設置する。

- (1) 家族および近隣の安否確認
- (2) 一人暮らしの高齢者、子供、障害者等の救出、救護
- (3) 初期消火
- (4) 被災状況を自主的に判断し、いっとき避難場所への避難
- (5) いっとき避難場所において再度、会員の安否確認
- (6) 状況により救出、さらに消火部など防災本部の被災現場への出動
- (7) 災害情報の収集、伝達および救護の対応
- (8) 事後設置される連合防災本部との連携および同本部への連絡員の派遣

3. 本防災計画に定める計画事項

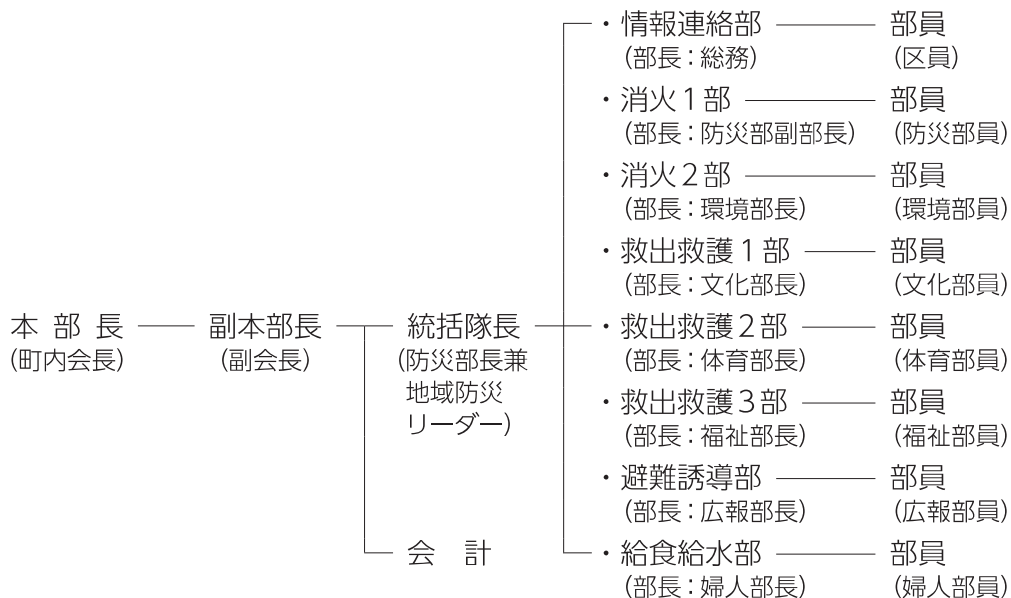
- (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること
- (5) 防災情報の収集、伝達に関すること
- (6) 出火防止、初期消火に関すること
- (7) 救出、救護に関すること
- (8) 避難誘導に関すること
- (9) 給食、給水、物資の配分に関すること
- (10) その他、防災会の目的達成に関すること

4. 本防災計画に定める個別計画

防災計画に定める個別計画の内容は、下記の通りとする。

(1) 防災組織の編成および任務分担計画

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うために、下記の通り防災組織を編成する。



(2) 防災知識の普及計画

〇〇町内会住民の防災意識を高揚するため、下記により防災知識の普及活動を行う。

① 普及事項

- (a) 防災事項および防災計画に関すること
- (b) 地震、火災、水害等についての知識に関すること
- (c) 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること
- (d) 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- (e) その他防災に関すること

② 普及の方法

- (a) 広報誌「〇〇町内会だより」、防災広報「防災ニュース」の発行
- (b) パンフレット等の配布およびポスター等の掲示
- (c) 映画会、歩こう会などイベント性を取入れた「防災講習会」の定期開催
- (d) パネル等の展示

③ 実施時期

市民防災の日(6月12日)、全国防災の日(9月1日)、火災予防運動期間等関係諸行事の行われる時期に実施する他、随時実施する。

(3) 防災訓練の実施計画

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難、救出および炊出し等を迅速かつ的確に行うことが出来るようにするため、下記により防災訓練を実施する。

① 訓練の種別

訓練は、個別訓練および総合訓練とする。

② 個別訓練の種類

- (a) 情報収集伝達訓練
- (b) 初期消火訓練
- (c) 避難誘導訓練
- (d) 救出救護訓練
- (e) 炊出し訓練

③ 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について、総合的に行うものとする。

④ 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成し、会員および所轄の防災機関に連絡しておくものとする。

⑤ 訓練の時期および回数

- (a) 訓練は、原則として防災の日および火災予防運動期間中に実施する。
- (b) 総合訓練については年1回以上、個別訓練については随時実施する。

(4) 備蓄計画

自主防災活動における情報収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導および給食・給水等を行うためには、暫時下記の防災資機材を備えておくこととする。

備蓄された資機材は、常時活用できるように集会所倉庫に備蓄し、定期的にこれを整備、点検するものとする。

- ① 情報収集伝達用（メガホン、携帯用ラジオ、携帯用無線機など）
- ② 初期消火用（消火器、消火用バケツなど）
- ③ 水防用（シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、杭、土のう袋など）
- ④ 救出用（バール、金てこ、のこぎり、自動車用ジャッキ、ハンマー、はしご、スコップ、なた、ペンチ、ロープ、投光器付発電機、発電機用ガソリンなど）
- ⑤ 救護用（担架、救急セット、テント、シート、毛布など）
- ⑥ 避難誘導用（ロープ、リヤカー、ハンドマイク、強力ライト、警笛など）
- ⑦ 給食・給水用（炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ガスボンベなど）
- ⑧ その他（ヘルメット、腕章、標旗など）

(5) 防災情報の収集伝達計画

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を下記により行う。

- ① 情報連絡部員は、地域の安否・災害情報、防災関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。
- ② 情報の収集伝達の方法
情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオおよび徒歩（メガホン）等による。

(6) 出火防止および初期消火計画

① 出火防止対策

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な要因である。この出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「〇〇町内会・防災の日」とし、各家庭においては、下記の事項に重点を置いて点検整備する。

- (a) 火気使用設備器具の整備およびその周辺の整理整頓状況
- (b) 可燃性物品、危険物等の管理状況
- (c) 消火器等の取付け状況
- (d) 住宅用火災警報器等の取付け状況
- (e) その他建物等の危険箇所の状況

② 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、近隣者の協力を得て、消火器、水バケツ等を用い迅速に消火活動を行い、初期に消火出来るように努める。

(7) 救出救護計画

① 救出救護計画

建物の倒壊、落下物等により救出救護を要する者が生じた時は、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出救護活動に協力する。

② 医療機関への連絡

負傷者が医師の手当てを要する者であると認められた時は、地域内の医療機関または臨時救護所に搬送する。

③ 防災関係機関への出動要請

防災関係機関による救出の必要性を認められた時は、防災関係機関に対し出動を要請する。

(8) 避難誘導計画

仙台市長の避難勧告等が出た時、または隊長が必要と認められた時は、避難誘導部長に対し速やかに避難誘導の措置を講ずる。

① 避難誘導

避難誘導部員は、部長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難所に誘導する。

② 避難路および避難所

あらかじめ選定した複数の避難路および避難所のうちから適当なものを選び避難誘導にあたる。

(a) 避難路

- ・〇〇町内会中央道路
- ・〇〇町内会内幹線道路

(b) 避難所

- ・〇〇小学校
- ・〇〇北公園
- ・〇〇四丁目公園
- ・〇〇三丁目西公園
- ・〇〇三丁目東公園
- ・〇〇高校グラウンド
- ・〇〇丘公園

(9) 避難誘導計画

避難所等における給水給食は、下記により行う

- ① 仙台市から提供された飲料水、または地域内の水道、井戸等により確保した飲水による給水活動を行う。
- ② 仙台市から配分された物資、食料品、当町内会備蓄の食料および地域内の家庭または、食品販売業者等から確保した食料の配分、炊出し等による給食活動を行う。

自主防災計画の参考例 2

〇〇自主防災会 防災計画

この町内会は仙台市の北部に位置し、共同住宅、J R 駅舎や小規模な商店が建ち並ぶ住宅地で、約680世帯が居住しています。

区域を複数のブロックに分けて活動の班編成を検討するなど、実災害に即した組織づくりを目指しています。また、町内会独自に防災資機材倉庫を設置するなど、防災資機材整備にも力を入れています。

1. 目的

この計画は〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び、その拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は下記のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 情報の収集・伝達に関する事
- (5) 出火防止・初期消火に関する事
- (6) 救出・救護に関する事
- (7) 避難誘導に関する事
- (8) 給食・給水に関する事

3. 防災組織の結成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災組織を編成する。

4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、下記により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること
- ② 地震・火災・水災等についての知識に関すること
- ③ 地区周辺の環境に応じた防災知識に関すること
- ④ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- ⑤ その他、防災に関すること

(2) 普及の方法

- ① 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等関係諸行事の行われる時期に行う他、随時実施する。

5. 防災訓練

地震、火災等の発生に備えて下記により訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は2つ以上の個別訓練を総合的に行なう。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的や実施要綱等を明らかにした訓練実施計画を作成し年1回以上実施する。

6. 情報の収集伝達

(1) 情報班員は、地域内の安否・災害情報・防災関係機関・報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民・防災関係機関に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

有線電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令、掲示板等による。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので出火防止を図るため毎月〇日を防災の日とし、各家庭においては主として下記の事に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性物品、危険物の保管状況
- ③ 初期消火器具の整備状況
- ④ その他の建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い初期に消火することができるようにするため、下記の初期消火器具を配備する。

消火器・水バケツ等を各家庭に配備

8. 救出救護

(1) 建物の倒壊、落下物等により、救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動を積極的に行う。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは下記の医療機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○内科
- ② ○病院
- ③ ○○病院○○分院

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

9. 避難対策

火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危機が生じ、または生じる恐れがあるときは下記により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

仙台市長の避難指示等が出たとき、または防災会長が必要があると認めたときは、防災会長は避難誘導班に対して避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき住民を避難所に誘導する。

(3) 避難路及び避難所

- ① 避難路 指定避難所への避難経路は〇〇防災マップで指示。
- ② 避難所 いったき避難場所 (区内の広場) 指定避難所 (〇〇中学校)

10. 給食・給水

避難所等における給食及び給水は下記により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は仙台市から配分された食料、地域内の家庭またはそれ以外のところから提供をうけた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は仙台市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。(飲料水給水所・・・〇〇中学校)

11. 自主防災組織の構成

	組 織	平常時の活動	災害時の活動	部 長	副部長	班員
会長 区長 地域防災リーダー	情 報 部	防災意識の向上	災害情報の収集 安否情報の収集	本部役員	班長 女性防火クラブ員	中学生以上
	消 火 部	消火訓練	出火防止 初期消火	本部役員	班長 防災部員	中学生以上
	救 出 部	救護訓練 救急医薬品	応急手当 負傷者の搬送	本部役員	班長 防災部員	中学生以上
	避難誘導部	危険箇所の調査	避難誘導	本部役員	班長 防災部員	中学生以上
	給食給水部	井戸等調査 非常食	炊き出し 救助物品の配分	女性防火 クラブ員	女性防火クラブ員	中学生以上
	※災害時要援 護者の救援	福祉部員等の見守り	救出・避難等	近隣の人達数名で救援する。 (予め決めておく)		

※ 町内会が大きいので、6つの区毎の組織を検討。

12. 防災資機材の準備について（優先順位を決めて準備する）

(1) 情報収集・伝達用	メガホン、携帯無線機、携帯用ラジオ
(2) 初期消火用	消火器、消火用バケツ
(3) 水防用	シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋
(4) 救出用	バール、のこぎり、自動車用ジャッキ、ハンマー、はしご、スコップ、なた、ペンチ、ロープ
(5) 救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート
(6) 避難誘導用	ロープ、リヤカー、強力ライト、ハンドマイク、警笛
(7) 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、給水タンク、ガスボンベ
(8) その他	腕章、ヘルメット、標旗

※ 各家庭 消火器、消火用バケツ


※ 救助用の大型工作資機材 建設業者等から機材の貸与が得られるように話し合っておく。

地震発生時の時間経過に応じた主な行動

地震発生時には、時間の経過に応じた行動を取ることが被害を最小限に抑え、早い期間での復旧に繋がります。

時間の経過に併せた行動のポイントを記載しました。



状況と時間経過	自助 (個人) 行 動	共助 (自主防災組織) 行 動
地震発生 0分～3分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落ち着いて、自分の身を守る。 ○ 出来たら火の始末 ○ ドアなどを開け、避難路を確保する。 	
揺れがおさまった 1分～5分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火元の確認 (ガスの元栓を閉め、電気スイッチ・ブレーカーを切る。) ○ 火災が発生したら初期消火 ○ 家族の安否確認 ○ ラジオなどで情報確認 ○ 余震に注意 	
5分～10分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所の安否確認 ○ 非常持ち出し品の持ち出し準備 ○ 家屋倒壊の恐れがあれば避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の収集 ○ 安否確認
火災発見 倒壊家屋発見 負傷者発見 10分～ 数時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災活動に参加する (みんなで消火・救出等活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搜索、救出活動 ○ 初期消火活動 ○ 負傷者の救護 ○ 搬送 ○ 避難誘導 ○ 出火防止等の広報 ○ コミセン資機材取扱 ○ 災害時要援護者への配慮
数時間～ 7日間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活必需品は備蓄でまかなう ○ 協力し合って秩序ある生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営への協力 ○ 災害時要援護者への配慮

正確な情報を入手し、安全が確保できるまで警戒を

- 自宅や地域の安全が確認できるまで警戒をする
- 生活必需品は備蓄でまかなう
- 壊れた家には入らない
- 避難生活では集団生活のルールを守る



防災マニュアルの参考例

〇〇町内会 防災マニュアル

この町内会は仙台市の西部に位置し、災害により道路が寸断すると孤立する地域で、約190世帯が居住しています。

地震発生時に対応できるように、防災マニュアルを作成し各世帯に配布しています。また、計画的な防災用品の備蓄を行い、防災訓練の中でも活用するなど、防災体制の充実を図っています。

- ※ このマニュアル書は、平成〇〇年度に作成された〇〇町内会防災マニュアル及び自主防災組織運用マニュアルをもとにわかりやすくまとめたものです。
各ご家庭においてご活用願います。

目 次

- I 備えについて
- II 地震が発生したら
- III 避難のしかたについて

令和〇〇年〇〇月作成

I 備えについて

1. 各家庭の備え

ご家庭で地震災害の備えはできていますか。地震は季節、時間を選びません。いつ地震が起きても対応できる備えが必要です。

家族で防災の話し合いを！

家族で地震が起きたときの対応などについて話し合いましょう。

- ① 各部屋の安全について（家具の転倒防止など）
- ② 避難場所について（町内会の防災マップを利用）
- ③ 家族の連絡方法（N T T災害用伝言ダイヤル171。毎月1日と15日等にテストができます。）
- ④ 非常用持出袋の確認と点検

家庭の備え

- ① 家具の転倒防止・・・家具には、転倒防止器具を取り付けましょう。
- ② 家庭用消火用品・・・消火器、ホース、バケツなど
- ③ 飲料水・・・1人1日3リットル（一週間分程度を目安に）
- ④ 水の汲み置き・・・お風呂の残り湯の利用など
- ⑤ 非常用持出袋の準備・・・米、乾パン、インスタント食品、ビスケット、缶詰、味噌、醤油など
- ⑥ 救急箱・・・常備薬、ガーゼ、マスク、消毒薬など
- ⑦ 防災マップ・・・町内会防災マップ（平成〇〇年に各会員に配布）
安全確認テープ（黄色）
- ⑧ 貴重書類・・・貴重書類のコピーなど
- ⑨ その他・・・お薬手帳、携帯電話充電器、キャンプ用品、懐中電灯、着替え・下着など

2. 町内会の備え

町内会では自主防災組織運用マニュアルにより防災組織を設置し、災害発生時には災害対策本部を立ち上げます。

会員の皆様のご協力をお願いします。

〇〇町内会防災用品の備蓄

町内会では平成〇〇年度から年次計画で防災用品を準備しています。

〇〇集会所に防災用品を保管しています。

防災備蓄品

テント、無線機、ヘルメット、担架・リヤカー、救急セット、懐中電灯、スコップ、毛布、ブルーシート、水バケツ、飲料水用ポリタンク、簡易トイレ、簡易トイレ用テント、照明器具、発電機、ロープ、トランジスターメガホン、ゼッケンなど

町内会としてできるだけ備蓄を進めていきたいと思いますが、各家庭での備蓄についてもご協力をお願いいたします。

Ⅱ 地震が発生したら

1. 家庭

地震が発生したら

- ① 身を守る
- ② あわてず火を消す
- ③ 避難口を確保する
- ④ 非常持出袋を持って避難（黄色の安全確認テープを道路から見えるところに結ぶ）
- ⑤ おとなり同士、声を掛け合い、ケガ人の有無や被害状況等の確認、いっとき避難場所への避難。

いっとき避難場所 ○○公園 ○班～○班
 ○○公園 ○班～○班

- ⑥ いっとき避難場所から、避難誘導員に従って指定避難所（小・中学校）へ移動します。
- ⑦ 指定避難所では係員の指示に従ってください。

2. 町内会

震度5強の地震が発生したら

- ① 各班班長：班内を巡回し
イ. ひとり暮らし老人や災害時要援護者住宅
ロ. 救出に人手が必要な人
ハ. 救護を待っている人
の確認をした後、防災本部の置かれている「集会所」に集合。
組織の役員を兼務している方は班長の役割を一番目に班長以外の部長、担当は「集会所」に集合し「防災本部」を立ち上げる。
- ② 各班長の報告により防災隊長、防災副隊長はそれぞれの担当部長に対応を指示する。
- ③ 避難誘導部長と情報収集・伝達部長は防災隊長、防災副隊長と相談の上、いっとき避難場所に待機している住民を指定避難所に指定されている「小・中学校グラウンド」への誘導を行うかを決定する。

- ④ 情報収集・伝達担当は集会所に集合後、情報収集・伝達部長の指示でいっとき避難場所に定められている「〇〇公園」、「〇〇公園」に避難している人の確認をする。さらに名簿の作成をし、不明者の情報を収集する。
- ⑤ 避難誘導部長と避難誘導担当は指定避難所への誘導が決定された場合は情報収集・伝達担当による確認が終了次第、「小・中学校グラウンド」へ誘導する。
- ⑥ 初期消火部長、救出・救護部長、給食・給水部長は状況を確認後作業に取り掛かる。
- ⑦ 〇〇町内会自主防災組織
 - 災害対策本部役員・・・〇名
 - 情報収集・伝達部・・・〇名
 - 初期消火部・・・〇名
 - 救出・救護部・・・〇名
 - 避難誘導部・・・〇名
 - 給食・給水部・・・〇名

Ⅲ 避難のしかたについて

- ① 非常用持出袋など最低限で身軽に
- ② 季節に応じた服装で
- ③ 履物は底の厚いもの（スニーカーなど）
- ④ 水道・ガスの元栓を閉める
- ⑤ 電気のブレーカーを「断」にする
- ⑥ 鍵をかける（その際道路から見えるところに“安全確認テープ（黄色）”を結び家庭の安全を知らせる）
- ⑦ ご近所と声を掛け合う
- ⑧ いっとき避難場所へ避難する
- ⑨ 担当の指示で指定避難所（小・中学校）へ避難する
（指定避難所の開放確認までは、いっとき避難場所で待機になります。）

地域団体との連携参考事例 1

宮城野区福住町町内会の事例

- 2005年度に防災功労者表彰で防災担当大臣表彰を受賞している。
- 合言葉は「自分たちのまちは自分たちで守る」である。
- 「防災わがまち福住町自主管理マニュアル」を作成している。
- 訓練でできなかったことはできない。常の訓練が東日本大震災で実を結んだ。できるだけ行政に頼らない自主的な災害対応を基本にしている。
- 中越地震の時に新潟県小千谷市池ヶ原地区の救援活動を行った。その後、池ヶ原地区3町内会と協定を結び、今回の震災では福住町が支援を受けた。
- 山形県尾花沢市鶴子地区連合区会との協定に基づいて福住町が支援を受けた。福住町は「雪下ろし」に鶴子地区を支援することになっている。
- 福住町町内会として支援を受けた物資は、福住町だけで消費するのではなく、津波被災地（北は岩手県大船渡市綾里から南は宮城県亘理町）の行政の手が届きにくいところへ物資を直接手渡しで届けた（2012年2月末までに延べ約70か所）。

ポイント

- 東日本大震災の前から、毎年、町内会として防災訓練を行っている。訓練内容も町内会が主体的に企画準備を行い、工夫した訓練が実施できている。
- 遠地の姉妹町内会との災害時相互協力協定（5か所）が功を奏した。
- 自分の地域の弱点を補う方法を考え、町内会どうしで困った時に相互に支援する協定を結んでいる。

Memo



地域団体との連携参考事例 2

太白区茂庭台五丁目町内会の事例

- 東日本大震災では、毎朝、避難者と先生方の人数を町内会が確認し、食事ができ上がると先生方に伝えて避難所に食べに来てもらった。
- トイレ用の水はプールから運んだ。水汲みは町内会と中学生が行い、先生方が水汲みをすることは全くなかった。
- 安定電力が供給できる性能の高い自家発電機を2台備えており、各種電源のほか、住民の痰の吸引器の安定電源としても活用した。
- 町内会として、無線機を5台持っていた。避難所としての茂庭台中学校に1台、茂庭台中学校の校長先生に1台、同じ団地内にある隣の避難所である茂庭台小学校に1台、2台をフリーにして、避難所間の情報共有などができた。

ポイント

- 町内会が避難所を主体的に運営するように東日本大震災の前から決めていた。
- マニュアルも全戸に配布しており、住民の理解も進んでいた。
- 実際にマニュアル通りに避難所運営が行われた。

Memo



地域団体との連携参考事例 3

太白区鉤取ニュータウン町内会の事例

- 東日本大震災では、町内会集会所を拠点に自己完結型の災害対応ができた。
- 指定避難所への負担をかけなかった。
- 85人の避難者を地震直後から収容（特に、高齢者、幼児家族、身障者等）した。
- 無事を知らせる安否旗を活用し、旗の出ていない世帯には直接訪問して安否確認を行い、地震発生から35分で完了した。
- 町内会としての災害対策本部立ち上げは、地震発生から約30分後の15時15分だった。

ポイント

- 普段から自主防災活動を積極的に展開している。
- 町内会住民の家族調書の作成が100%達成できている。
- 災害時要援護者名簿を完備している。
- 集会所に防災資機材（自家発電機、プロパンガス、毛布、天水桶等）、飲料水等を備蓄している。
- 夜間の総合防災訓練など、工夫した訓練を実施している。

Memo



地域団体との連携参考事例 4

東京都世田谷区立太子堂中学校の事例

- この周辺地域は、関東大震災後新たに人口が急増した住宅街であり、第二次世界大戦では空襲をほとんど受けることもなく、戦前の地域割りがそのまま残存した地域である。その結果、現在では消防車が入り込めない狭隘な道路きょうあいが残り、一旦、大きな地震が発生し、火災が起きればひとたまりもない危険な地域（消防活動強化区域）であることも事実である。そのため、7つの町会では戦後から連合して大規模な避難訓練が実施されてきた。また、地域の消防団活動が活発に行われてきた。自分たちの街は自分たちで守る風土が歴史的に存在する。
- 太子堂中学校は、平成8年度に『太子堂地区学校協議会』を立ち上げ、地域と連携して健全育成、地域の人材活用や地域防災について、地域とともに協議を重ね様々な取組みを開始した。
- D級可搬ポンプの操作訓練を行っていて、全校生徒が操作できるようになっている。訓練を支えているのは、消防団員を含む地域住民であり、太子堂中学校の卒業生も多い。活躍する地域の大人を見ている生徒が大人になると、今度は地域を支える大人となる。
- 学区内の町会が主催する年間行事（例えば、芋煮会、子どもマラソン大会、サバイバルキャンプなど）を学校に知らせ、学校は年間スケジュール表にして、全ての生徒に対して関心のある行事に3つ以上参加するように指導している。どの生徒がどの地域イベントに参加するのかが一目でわかる一覧表を教室に掲示してある。
- 中学校を会場としたサバイバルキャンプ（学校避難所体験訓練）では避難所開設、避難所運営等の訓練を毎年実施している。実施主体は町会である。学校内の防災倉庫に必要物品が保管されていて、学校が手を出さなくても町会だけで「さーっと準備ができてしまう」。いつ地震が来ても困らない体制ができている（富士道正尋校長談）。

